

必ず保護者の方に渡してください！！

平成26年2月3日

## \* 県立高校の授業料が変わります

(平成26年度入学生から就学支援金制度がはじまります)

○現在、県立高校の授業料は 原則無償 となっていますが、原則 有償 になります。

- ・ ただし **所得制限** のある就学支援金 (授業料相当額) 制度がはじまります。

支給される就学支援金は、生徒が支払うべき授業料に充てられ、**実質無償** となります。  
(実際に授業料を負担していただく事はありません。)

### 「市町村民税所得割額」が 30万4,200円未満 の世帯

市町村民税所得割額 (30万4,200円) は、保護者 (父・母) の合算により判断します。

- ・ 保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円が目安です。(各種控除等により変わります。)
- ・ 「納税通知書 (自営業の場合)」や、「市県民税特別徴収税額の決定通知書 (会社員の場合)」で確認できます。

保護者の収入が  
所得制限 未満 の場合



- ・ **就学支援金を受給するには、申請が必要**です。申請書のほか、市県民税課税証明書等を学校に提出してください。
- ・ 申請書の提出がない場合は、授業料を負担していただくことになります。

保護者の収入が  
所得制限 以上 の場合



- ・ **授業料を負担していただきます。**
- |     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| 全日制 | 年額     | 11万8,800円 |
|     | 月額     | 9,900円    |
| 定時制 | 1単位 年額 | 1,740円    |
| 通信制 | 1単位 年額 | 330円      |

#### 【お願い】

就学支援金の受給対象となるかどうか、税額決定通知書等であらかじめ確認してください。対象となる方は、あらかじめ課税証明書等の御準備をお願いします。

## 「(仮称) 奨学のための給付金」を創設します

### 奨学のための給付金とは

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国公立高校等の低所得世帯の生徒に対して、給付金を支給する事業を実施します。

### 奨学のための給付金が支給されるのは

- 1 **市町村民税所得割額が非課税の世帯**（保護者の年収が250万円未満程度）  
（生活保護受給世帯の場合、通信制に在学する者を除く）
- 2 **平成26年度入学生から実施**されます。

「授業料（就学支援金）」及び「(仮称) 奨学のための給付金」の内容と手続きについては、3月中に各高校が開催する入学許可候補者説明会等で御案内します。

お問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
高校修学支援ホットライン

電話 03-6734-3176（平日10:00～17:00）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

お問い合わせ先：千葉県教育庁企画管理部財務施設課財務指導室

授業料と就学支援金 電話043-223-4094

奨学のための給付金 電話043-223-4027

（平日 8:30～17:00）